

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三三六
- 道路の区域を変更する件二件 三三七
- 道路の供用を開始する件 三三七

公 告

- 一般競争入札を行う件二件 三三六
- 落札者を決定した件 三三六
- 福島県警察本部 三三六
- 一般競争入札を行う件 三三六
- 福島県選挙管理委員会 三三六
- 政治団体設立の届出があった件 三三六
- 政治団体の届出事項の異動の届出があった件 三三六
- 政治団体の解散の届出があった件 三三六
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件 三三六
- 資金管理団体でなくなった旨の届出があった件 三三六
- 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件 三三六

告 示

福島県告示第四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年六月二十六日から同年七月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工

労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社カワチ薬品原町店 福島県南相馬市原町区北町二九三番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熊倉町新合字一ノ岩丙二三八五の一から丙二三八五の四まで、丙二三八五の八、字二二ノ岩丙二三八六の一から丙二三八六の五まで、丙二三八六の九、字峠丙二三八七の一から丙二三八七の七まで、丙二三八七の一
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所等令和二年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

| | | | | |
|-------------|---|--|-----------------|--------------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
| 県道相馬 巨理線 | 相馬郡新地町大字今泉 字浜畑一三五番四地先 から 同 郡同 町大字大戸 浜字前田西八番地先ま で | 変更前 一一・二〇 二八・九 変更後 一一・二〇 二八・九 | 一一・二〇 二八・九 | 一、七〇〇・〇 一、七〇〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第四百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

| | | | | |
|--------------|--|--|-----------------|----------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 |
| 県道須賀 川矢吹線 | 西白河郡矢吹町天開四 六四番地先から 同 郡同 町天開五 七〇番一地先まで | 変更前 七・〇〇 一七・三 変更後 九・五〇 二〇・〇 | 七・〇〇 一七・三 | 四二〇・〇 四二〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第四百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|---------|---|------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 県道相馬巨理線 | 相馬郡新地町大字大戸浜字吾安谷 地八八番四地先から 同 郡同 町大字大戸浜字小沢北 八番地先まで | 令和二年六月二十六日 |

(道路計画課)

公 告

公告第132号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年6月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ゲノム分析機器 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年11月30日（月）
- (4) 納入場所 福島県農業総合センター畜産研究所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年7月20日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年7月20日（月）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年6月26日（金）から同年7月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年7月6日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年7月6日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年8月7日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、8月6日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Genome Analyzer 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 7 August 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 August 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第133号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年6月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 荷役機械用グラブバケット 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所 小名浜港3号ふ頭
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和2年4月17日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該
当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ
と。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日
までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこ
と。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が
あり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申
請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年7月17日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年7月17日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年6月26日(金)から令和2年7月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年7月6日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年7月6日(月)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年8月21日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年8月20日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Grab Bucket 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 21 August 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 August 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第134号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
荷役機械用グラブバケット 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島製作所 福島県福島市三河北町9番80号
- 5 落札金額
26,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月17日

（入札用度課）

福島県警察本部公告第60号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるデジタル住宅地図の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年6月26日

福島県警察本部長 林 学

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 デジタル住宅地図 一式（納入、データ更新等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和2年11月1日から令和7年10月31日まで
 - (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課（福島県福島市杉妻町5番75号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年7月20日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和2年6月26日（金）から同年7月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和2年8月5日（水）午前11時
 - (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年8月4日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: A digital residential map 1 set (including related costs concerning delivery, data updating, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 5 August 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 4 August 2020
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

令和二年六月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| | | | | | |
|----------------------|--------|----------|------------|--------------------------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日 |
| 自由民主党福島県須賀川市・岩瀬郡第一支部 | 渡辺 康平 | 今泉 英史 | 須賀川市陣場町一二四 | ○ | 令和二年四月一七日 |

二 その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| | | | | |
|----------|--------|----------|------------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
| 石橋ひろと後援会 | 大橋 富寛 | 鈴木 満夫 | 相馬市蒲庭字館前五八 | 令和二年四月一三日 |

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和二年六月二十六日

福島県選挙管理委員会

| | | | | | | | | | |
|--------------|------------------|-----------------|--------------------|-------------------|------------------|--------|------------|-----|----------|
| 自由民主党福島市総支部 | 自由民主党福島県郵政政治連盟支部 | 自由民主党福島県柔道整復師支部 | 自由民主党磐梯支部 | 自由民主党大熊町支部 | 菅野 新一 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 内 容 | 異動年月日 |
| 西山 尚利 | 矢部 吉康 | 遠藤 寿之 | 卯月 光則 | 吉岡 健太 | 菅野 新一 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 新 旧 | 令和二年六月二日 |
| 亀岡 理佳 | 矢部 吉康 | 石井 俊朗 | 篠原 セイ子 | 吉岡 健太 | 長正 利一 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 新 旧 | 令和二年五月四日 |
| 尾形 将大 | 高島 貞邦 | 安達郡大玉村大字川上ノ台七四 | 武藤 武美 | 鈴木 光一 | 佐藤 健太 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 新 旧 | 令和二年五月二日 |
| 令和二 年四月一日 | 令和二 年五月一日 | 令和二 年四月一日 | 平成三〇 年四月一 三日 | 令和二 年五月一 四日 | 令和二 年六月二 日 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 新 旧 | 異動年月日 |

一 政党の支部

委員長 遠藤 俊博

| | | | | | | |
|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 自由民主党梁川支部 | 自由民主党矢吹町支部 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 内 容 | 異動年月日 |
| 安藤 喜昭 | 納谷 光男 | 宮崎 明人 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 新 旧 | 令和二年五月三日 |
| 小賀坂 保夫 | 納谷 朝男 | 岡田哲夫後援会 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 新 旧 | 令和二年五月二六日 |
| 安藤 喜昭 | 円谷 正尚 | 坂本竜太郎連合後援会 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 新 旧 | 令和二年四月一日 |
| 令和二 年五月三日 | 令和二 年五月二六日 | 令和二 年四月一日 | 令和二 年五月一日 | 令和二 年四月一日 | 令和二 年五月二六日 | 令和二 年五月三日 |

二 その他の政治団体

| | | | | | | | | | |
|----------|------------|-----------|----------|------------|----------|---------------|-----------|-------------|--------------------|
| 佐野せいし後援会 | 十二村ひでたか後援会 | 関根まさお後援会 | 瀬谷寿一後援会 | 高木なおと後援会 | 円谷健市後援会 | 福島県司法書士政治連盟 | 福島県宅建政治連盟 | 福島県電気工事政治連盟 | 福島県農業者政治連盟東西しらかわ支部 |
| 佐野 常則 | 十二村 孝 | 水野 博和 | 瀬谷 正幸 | 高木 直人 | 円谷 健市 | 関根 信 | 伊東 孝弥 | 浅川 誠吾 | 薄葉 功 |
| 代表者の氏名 | 政治団体の名称 | 会計責任者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 会計責任者の氏名 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 会計責任者の氏名 |
| 佐野 常則 | 十二村ひでたか後援会 | 須藤 健 | 仲田 昌勝 | 福島市天神町七―六 | 吉田 一弘 | 福島県司法書士政治連盟 | 伊東 孝弥 | 吉畑 勝広 | 佐藤 武男 |
| 佐野 隆夫 | 十二村秀孝後援会 | 関根 由美子 | 岩谷 和春 | 福島市北町一―三 | 吉田 征治 | 日本司法書士政治連盟福島会 | 安部 宏 | 加藤 佳一 | 稲川 洋 |
| 令和元年八月九日 | 令和二年三月二五日 | 令和二年二月一六日 | 令和元年九月一日 | 令和二年五月二七日 | 令和二年四月一日 | 令和二年四月二〇日 | 令和二年五月二六日 | 令和二年六月一日 | 令和二年六月一日 |

| | | | | | | | | | |
|--------------|---------------|-------------------|---------------|-----------|-------------|------------|--------------|----------|----------|
| 水希会 | 水野 さち | 宮田 秀利 | 宮田 秀利 | 山内すがみ後援会 | 渡辺こうへい連合後援会 | 須賀川市陣場町一二四 | 須賀川市陣場町一六五―一 | 今泉 英史 | 猪狩 勲 |
| 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 政治団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 | 会計責任者の氏名 | 会計責任者の氏名 |
| 会津若松市東栄町四―一七 | 会津若松市大塚二―七―一八 | 東白川郡塙町大字塙字本町一〇三―二 | 東白川郡塙町大字塙字本町三 | 佐藤 仁 | 渡辺こうへい連合後援会 | 須賀川市陣場町一二四 | 須賀川市陣場町一六五―一 | 今泉 英史 | 猪狩 勲 |
| 令和二年四月一日 | 令和二年四月一日 | 令和二年五月一八日 | 令和二年四月一三日 | 令和二年四月二六日 | 令和二年三月二六日 | 令和二年四月二六日 | 令和二年三月二六日 | 令和二年六月一日 | 令和二年六月一日 |

福島県選挙管理委員会告示第二十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。
 令和二年六月二十六日

一 政党の支部

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

| | | |
|-----------------|--------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
| 自由民主党福島県郡麻郡第一支部 | 小松山 善継 | 令和元年二月三〇日 |

二 その他の政治団体

| | | |
|-----------|--------|-----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
| 石橋ひろと後援会 | 大橋 富寛 | 令和二年三月三一日 |
| こびやま善継後援会 | 渡部 功 | 令和元年一月三〇日 |
| 橋本幸一後援会 | 鈴木 弦二郎 | 令和元年二月三〇日 |
| 松田隆志後援会 | 小針 信行 | 令和二年三月三一日 |
| 渡辺としつな後援会 | 渡辺 利綱 | 令和元年二月二〇日 |

福島県選挙管理委員会告示第二十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和二年六月二十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

| | | | | |
|------------------|-------------|-----------|-----|-----------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | 異動年月日 |
| 高木 直人 | 高木なおと後援会 | 主たる事務所所在地 | 新 旧 | 令和二年五月二七日 |
| 渡辺 康平 | 渡辺こうへい連合後援会 | 政治団体の名称 | 新 旧 | 令和二年三月二六日 |

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 主たる事務所所在地 | 須賀川市陣場町一二四 | 須賀川市新町一六五 |
|-----------|------------|-----------|

福島県選挙管理委員会告示第二十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
 令和二年六月二十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

| | | |
|------------------|-----------|-----------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
| 渡辺 利綱 | 渡辺としつな後援会 | 令和元年二月二〇日 |

福島県選挙管理委員会告示第二十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成三十年分及び令和元年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。
 令和二年六月二十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

平成30年分

1 政党

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

| 政治団体の名称 | 交付金を供与した本部 又は支部の名称 | 金額（円） |
|-------------|-----------------------|---------|
| 自由民主党泉崎村支部 | 自由民主党福島県支部連合会 | 100,000 |
| 自由民主党小高支部 | 同 | 130,000 |
| 自由民主党須賀川市支部 | 同 | 314,000 |
| 自由民主党湯川村支部 | 同 | 100,000 |

2 その他の政治団体

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

| 政治団体の名称 | 寄附者の 区 分 | 寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称 | 寄附金額 （円） | 住所・所在地 |
|-----------------------|-------------|----------------------|-------------|--------|
| 渡辺としおと一緒に 昭和村を考える会 | 個人 | 渡辺 稔雄 | 255,744 | 大沼郡昭和村 |

福島県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の令和元年分及び令和二年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和二年六月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

令和元年分

政党

寄附の内訳（同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの）

| 政治団体の名称 | 寄附者の区分 | 寄 附 者 の 氏 名 ・ 名 称 | 寄附金額 (円) | 住所・所在地 |
|-----------------|--------|----------------------|-------------|---------|
| 自由民主党福島県耶麻郡第一支部 | 個人 | 小 檜 山 善 継 | 1,630,000 | 耶麻郡猪苗代町 |